随意契約による土地及び建物の売却について

島根県では、松江市乃木福富町にある下記土地及び建物を売却するため一般競争入札を実施しましたが、入札参加者がなく、不落札となりました。

つきましては、下記のとおり随意契約を受け付けますので、契約を希望される方は必要書類の提出をお願いします。

記

1 売払物件の表示等

(1)物件名 元松江乃木福富校長住宅

【土地】

- -			
区分	地 目	所 在 地	面積(公簿・実測)
土地	宅地	松江市乃木福富町字以後565番	2 4 0 . 9 4 m²

【建物】

所 在	種類	構造	延床面積(公簿・実測)
	居宅	木造セメント瓦葺平家建	81.78m²
│ 松江市乃木福富町字以後565番地 │ │	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4. 09 m²

- (2)物件の概要及び状況 下記7の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載のとおり。
- 2 予定価格について

予定価格(最低価格) 金4,117,000円

(入札を設定した日時 令和3年3月18日(木)13時30分(入札申込がなかったため入札不実施。))

3 売却方法について

予定価格以上の価格で、随意契約により売却することが可能です。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

- 4 随意契約について
- (1)提出書類
 - ①普通財産譲渡申請書(公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年1月28日島根県規則第1号 様式第 16号)、以下「申請書」と記載します。)
 - ②身分証明書 (法人の場合は登記事項証明書)
 - ③島根県税に未納がないことの証明書
 - ④消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - ⑤入札参加資格に関する誓約書

詳細は下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

(2)提出方法

文書による申請書等の提出が必要(持参又は郵送)です。(電子メール、FAX、電話等による申請は受け付けません。) 郵送による場合は、書留又は簡易書留としてください。

(3)提出先

7690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

- (4) 申請書等の受付
 - ①申請書等は先着順で受け付けます。
 - ②申込みが同時に行なわれたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込み順を決定します。
 - ③申請書等に不備等があった場合は、県から申請者に連絡しますので、指定する期間内に書類の補正等を行ってください。書類の補正等が完了した時は、申請書等が当初県に到達した日に遡って受け付けることとします。
- (5) 申請書等の受付期限

次回の一般競争入札による処分手続きを開始するまで。

ただしこの期限は、予告しないで繰り上げる場合があります。 (一般競争入札による処分手続き開始前でも、随意契約の申請受付を終了する場合があります。)

なお、繰り上げに係る文書掲示、島根県のホームページへの掲載は行いません。

(6) その他

申請書等を受け付けた後、見積書の提出、契約保証金の納付、契約書の調製等の手続きが必要です。

5 申請書の提出制限

次の方は、申請書等の提出はできません。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③島根県税について未納の徴収金がある者
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- ⑤地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規 定に該当する者
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑧入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

6 一般競争入札に係る手続きの準用

随意契約による売却手続きは、入札にかかる手続きに準じて行います。この手続きについては、下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

7 問い合わせ先、物件概要及び物件状況確認書(告知書)及び入札参加案内(契約条項等を含む。)を備え付ける場所 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ (TEL 0852-22-6416)

令和3年3月18日

※この掲示に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。 島根県ホームページ>組織情報>総務部 管財課>未利用県有地の売却について>すぐに購入できる物件

(以下余白)

島根県知事様

申請者 住所

氏名

普通財産譲渡申請書

下記のとおり普通財産を譲渡していただきたく、関係書類を添えて申請します。 記

譲渡	П	座	名	元松江乃木福富校長住宅
を希	所	在	地	松江市乃木福富町字以後565番
望す	種		類	土地、居宅、物置
る	構地	造又	は 目	宅地 木造セメント瓦葺平家建、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
財産	数		量	土地 面 積 240.94㎡ (公簿・実測) 建物 床面積 85.87㎡ (公簿・実測)
使	用	目	的	
譲	渡 希	望価	額	別途、見積書を提出する。
その)他,	必要事	項	
添	付	書	類	(1) 身分証明書(但し法人にあっては登記事項証明書)(2) 県税の未納の徴収金がない旨の証明書(3) 未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(4) 入札参加資格に関する誓約書

連絡先		

見 積 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円

ただし、元松江乃木福富校長住宅

松江市乃木福富町字以後565番

【土地】 2 4 0. 9 4 m² (公簿・実測)

【建物】床面積81.78㎡、附属建物4.09㎡

上記のとおり、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)その他現地等を承知のうえ見積りします。

令和 年 月 日

島根県知事様

住所			

注1 見積金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

氏名

注2 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載してください

土地及び建物売却公告

島根県では、松江市乃木福富町にある島根県の土地及び建物を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告及びこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書(告知書)及び入札参加案内(契約条項等を含む。)に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

令和3年2月10日

島根県知事 丸山 達也

記

1 売払物件の表示等

(1)物件名 元松江乃木福富校長住宅

【土地】

L — - U J			
区 分	地 目	所 在 地	面積(公簿・実測)
土地	宅地	松江市乃木福富町字以後565番	240.94 m ²

【建物】

所 在	種類	構造	延床面積(公簿・実測)
松江市乃木福富町字以後565番地	居宅	木造セメント瓦葺平家建	81.78 m ²
位は「ログトートのできる」とは、	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4. 09 m²

(2) 物件の概要及び状況

下記11の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載のとおり。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、入札参加案内をご覧ください。

なお、落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

- 2 予定価格(最低入札価格) 金4,117,000円
- 3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件概要及び物件状況確認書(告知書)により物件状況の告知を行います。

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

- (1)日 時 令和3年3月3日(水)13時30分から
- (2)場 所 現地で説明した後、会場(松江市東津田町1741-1松江合同庁舎602会議室)へ移動します。
- ※入札事前説明会に参加される場合、説明日の前日までに島根県総務部管財課財産活用推進室公有財産グループ (TEL 0852-22-6416) まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。
- ※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。
- ※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。
- 4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

- (1)申込期限 令和3年3月11日(木)17時15分(必着)までに以下の書類を提出してください。
 - ①入札参加申込書
 - ②【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書 【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書
 - ③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」
 - ④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」
 - ⑤入札参加資格に関する誓約書
- (2)申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ
- 5 入札及び開札
- (1)日 時 令和3年3月18日(木)13時30分から

但し、入札保証金の収受がありますので、上記日時の30分前に会場へお越しください。

- (2)場 所 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎 601会議室
- (3)落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。
- (4)注意事項 郵便による入札はできません。

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

- 6 入札に参加できない者
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (3)島根県税について未納の徴収金がある者
- (4)消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規 定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

7 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第63条の各号に該当する入札

8 入札保証金

- (1)入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。
- (2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。(契約保証金は売買代金の一部に充当します。)

- 10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載のとおりとします。
- 1 1 物件概要及び物件状況確認書(告知書)及び入札参加案内(契約条項等を含む。)を備え付ける場所 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 公有財産グループ(TEL 0852-22-6416)

(なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。(島根県ホームページ>入札情報>管財課))

(以下余白)

物件概要及び物件状況確認書(告知書) (物件名 元松江乃木福富校長住宅)

1 物件概要

【土地】

物件名	元松江乃木福富校長住宅					
画地の所在	松江市乃木福富町字以後565番					
地積	240.94㎡(公第	等)	240.94㎡(実測)		地目	宅地
予定価格 (最低入札価格)	金4,117,0	00円				
形状等	間口約16m~14m 中間画地	(奥側)奥行	約17m~1	5m (北側) の	ほぼ平坦な概	既ね正方形の
接面道路の幅員等	幅員約4.5m(道路 前面道路との高低差					こいる。
	都市計画区域(市	街化区域)				
都市計画法	用途地域 第1	種低層住居	専用地域		 埋蔵文化財の分布・試 掘・確認調査につい	
等の制限 -	建ぺい率	60%		その他	で、松江市埋蔵文化財 調査室に照会したとこ ろ、別紙のとおり回答	
	容積率	100%			がありまし	
供 給 処 理	電気	引込可		公共下水道	整	備済
施設の状況 -	上 水 道 ^{整備}	i済(メーター Φ20mm	-設置済)	 都市ガス 	な	il
交 通 条 件 公共·公益施設等	JR「松江」駅から る。 松江市役所から南西				iに約1.2kmの)距離にあ
	1 物件は、現状有 現況と図面等か			現況が優先し	ます。	
	2 交通条件等は概ねの距離であり、詳細は現地を直接ご確認ください。					
注意事項	3 建築に当たっての法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄 官公署等に確認してください。					
	4 予定価格は、土地の面積に対する鑑定評価によるものです。しか し、この面積が建物を建てることができる場所の面積と同じであ るかは検証していません。(敷地北側及び東側に崖があるため。 島根県建築基準法施行条例第4条参照。)					
	面が、土砂災害 今後、土砂が崩	<u>書警戒区域の</u> 書特別警戒区 崩壊し、家屋 警戒区域(レ)基礎調査₹ 【域(レッ とを倒壊さ [・] シッドゾー	ローゾーン)に 結果では、本物 ドゾーン)に指 せる恐れがある ン)内に指定さ	<u>件の北側及</u> 定されてい と判定され	<u>び東側側</u> ま <u>す。</u> れば、

6 本物件の北側において、隣地との高低差が2m以上あります(隣地の方 が低い。)。既存擁壁が設置されています。当該既存擁壁の強度は確認 していません。 また、本物件の東側において、隣地との高低差が2m以上あります(隣 地の方が高い。)。既存擁壁が設置されています。当該既存擁壁の強度 は確認していません。 島根県建築基準法施行条例第4条の規定により、がけ(同条例に規定す 注意事項 るがけをいいます。) の上・下端から一定の距離内に建築物を建築する 場合には、制限を受けることがあります。 7 購入後の土地利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的 に応じ、管轄官公署等に確認してください、 8 画地周囲の擁壁、フェンス、土留め、門扉、画地のアスファルト舗装、 敷地内構造物等の劣化度及び強度については、調査しておらず不明です。 9 敷地内の残存物については「2 物件状況確認書(告知書)③敷地内残 存物(旧建物基礎、浄化槽・井戸等)」の欄に記載のとおりです。 10 土壌汚染調査、地盤調査は実施していません。 入札参加の検討にあたって、地盤調査等を希望される方は、調査を行う ことができます。詳しくは入札参加案内をご覧ください。

【建物】

【建物】			
種類	居宅		
構造	木造セメント瓦葺平家建		
延面積	81. 78㎡(公簿)		
建築年月日	昭和49年3月25日		
附属建物	物置(木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建) 4.09㎡(公簿)		
間取り	応接室、広縁、和室4.5帖×2、和室6帖、台所、浴室、洗面所、トイレ 詳細については間取り図参照		
	1 建物は平成27年2月4日に宿舎としての用途を廃止し、その後使用していません。		
	2 物件は現状有姿で引き渡します。 現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。		
	3 建物内の配管等水まわり(上水系・下水系)、電気系の設備、ガス系の 設備については、劣化度及び今後の使用に耐えられるかを調査しておら ず、不明です。		
注意事項	4 建物に設置された電気器具、照明器具及びその他の機器類については、 劣化度及び今後の使用に耐えられるか調査していません。		
	5 建物の耐震性能については、調査していません。		
	6 入札参加の検討にあたって、建物について調査(耐震性能調査、購入 後に必要なリフォームに係る調査等)を希望される方は、調査を行う ことができます。詳しくは入札参加案内をご覧ください。		

2 物件状況確認書(告知書)

本物件は通常の経年変化によるほか、下記のとおりの状況であります。

	項目	状 況		
	①雨漏り	不明。		
	②白蟻被害	不明。		
	③建物の瑕疵(傾き・腐食・不 具合等)	不明。(調査していない。)		
 建	④石綿使用調査結果の記録	無し。(県は調査していない。)		
	⑤給排水施設の故障・漏水	不明。 給排水施設(上水系・下水系)については、劣化度及び 今後の使用に耐えられるか調査しておりません。		
物	⑥新築時の建築確認通知書 ・設計図書	建築確認通知書あり。 新築時の設計図書が一部あります。		
	⑦住宅性能評価の有無	無し。(県は調査していない。)		
	⑧耐震診断の有無	無し。(県は調査していない。)		
	⑨増改築・修繕・リフォームの 履歴	無し。		
	⑩境界確定の状況	境界確定済み。		
±	⑪土壌汚染の可能性	不明。(敷地の宿舎以外の用途での使用履歴は不明。)		
地	⑫地盤の沈下、軟弱	調査していない。		
	③敷地内残存物(旧建物基礎・ 浄化槽・井戸等)	調査していない。		
	14騒音・振動・臭気等	確認していない。		
	⑤周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	確認していない。		
 周	16近隣の建築計画	確認していない。		
辺	⑪電波障害	確認していない。		
H 開 H 開 境	⑱近隣との申し合わせ事項	地域及び近隣の状況(物的及び人的)については調査していない。地域及び近隣の申し合わせ事項(約束ごと)については確認していない。		

	⑩浸水等の被害	確認していない。
	②事件・事故・火災等	確認していない。
②] そ 0	D他売主から買主へ引継ぐべき事項	昭和49年3月25日から平成27年2月4日まで、教 員宿舎の用に供していました。 平成27年2月 宿舎としての用途を廃止。 物件概要に記載した事項。 現状有姿で引き渡します。

- 1 物件については、物件概要及び物件状況確認書(告知書)のとおりです。 これらの内容を了解のうえ、入札に参加してください。
- 2 購入者は、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、署名又は記名・押印し提出していただく必要があります。
- 3 この物件概要及び物件状況確認書(告知書)の記載内容を調査及び確認等した者は、 島根県総務部管財課の担当職員です。(島根県に属する他の職員まで含むものでは ありません。)

調査及び確認等した者が把握している事項について、物件概要及び物件状況確認書 (告知書)に記載しています。

この物件概要及び物件状況確認書(告知書)において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いません。

また、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、この物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載していない事柄について、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いません。

令和 年 月 日

本物件の条件が上記のとおりであることを、売主は買主に告知しました。

【売主】松江市殿町1番地 島根県 島根県知事 丸山 達也

上記のとおり、売主より告知を受けました。

【買主】住所 氏名 印

入 札 参 加 案 内

(一般競争入札による島根県有地売却のご案内)

物 件 名 元松江乃木福富校長住宅

所 在 松江市乃木福富町字以後565番

面 積土地 240.94㎡(公簿・実測)

建物 85.87㎡(公簿・延床面積)

予定価格 金4,117,000円 (最低入札価格)

入 札 日 令和3年3月18日 (入札参加申込期限 令和3年3月11日)

【申込み・問い合わせ先】

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-6416 FAX: 0852-22-6037

1 物件

(1) 物件

【土地】

所 在 地	地目	面積(公簿・実測)
松江市乃木福富町字以後565番	宅地	240.94 m²

【建物】

所 在	種 類	構造	床面積(公簿・実測)
松江市乃木福富町字以	居宅	木造セメント瓦葺 平家建	81.78 m²
後565番地	物置	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	4. 0 9 m²

(2) 物件の概要及び状況

- ① 物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載のとおりです。
- ② 物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。 物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制について の調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件への建物の建築、増築等について、物件概要及び物件状況確認書(告知書) に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、 管轄官公署等に確認してください。
- ⑤ 落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

(3) 物件にかかる調査及び確認等について

この入札を実施するにあたって物件に係る調査及び確認等(入札関係書類に記載するための調査及び確認等)を行っておりますが、当該調査及び確認等は島根県総務部管財課の担当職員が行いました。島根県に属する他の職員まで含むものではありませんので、ご留意ください。

(4) 入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載 しています。

これら書類において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご留意ください。

(5) 入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなか

ったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者に とって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご留意 ください。(契約書(案)において、県は物件が種類または品質に関して契約内 容に適合しないこと(以下、「契約不適合」という。)による責任を負わない定 めとしています。)入札参加者において事前に現地を確認してください。

2 入札参加希望者が行う物件の調査について

(1) 入札参加の検討にあたって、物件を調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあっては建物の耐震性能等の調査 (購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。)を希望される 方は、ご連絡ください。

当該調査については、以下により受け入れますので、ご承知ください。

- ① 調査日、調査内容(例 地盤調査、リフォーム費用の見積り等)及び調査方法 (例 画地の東側で貫入調査を行う、畳をあげて床を調べる等。)について、 県と協議し、県の承諾を得たうえで調査を行ってください。
- ② 調査は、周辺土地、建物、居住者、通行人等に影響の無い方法で実施してください。

なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人等に損害を与えた場合は、 調査を行った者がその責任を負うことをご承知ください。

- ③ 調査後は、物件を原状回復してください。なお、原状に回復できない調査は、 承諾しません。
- (2) 調査結果を、県に情報提供してください。(文書情報及び画像情報による。ただし、軽易なことは口頭によることができます。軽易であるかの判断は県において行います。)

県に提供された情報は、次のとおり取り扱いますので、ご承知ください。

- ① 原則として、入札設定日時より後に、県の事務処理上(当該情報の開示を含む。) 利用します。
- ② ただし、物件の瑕疵と判断される情報、及び物件に関し買受者に不利益であると判断される情報は、入札設定日時前であっても当該情報を開示します。(当該判断は県において行います。)
- (3)調査をされる方以外の入札参加者へ

県は、入札参加希望者が物件の調査を行い、その結果について情報提供を受けた場合、上記(2)のとおり取り扱いますので、その旨ご承知ください。

3 入札事前説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を現地にて行います。

入札事前説明会に参加を希望される場合、令和3年3月2日(火)17時15分までに島根県総務部管財課財産活用推進室公有財産グループ(TEL 0852-22-6416)まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。

そのうえで、次の日時に直接現地へお越しください。

日 時 令和3年3月3日(水)13時30分~ (現地説明の後、会場で説明) 松江合同庁舎 602会議室 (松江市東津田町1741-1)

- 注1 入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。
- 注2 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性 があります。

4 入札参加申込み

(1) 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。 ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定 のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を代 理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- ③ 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について未納の徴収金(納期 限が到来していないものを除く。)がある者。
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がある者。
- ⑤ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑧ 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者。

(2)入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。 以下の期限までに郵送または持参にて以下の①~⑤の書類を提出してください。

入札参加申込期限	提出先
令和3年3月11日(木) 17時15分 必着	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁4階) 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

【提出書類】

- ① 入札参加申込書
- ② 【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書 (提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
 - 【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書 (提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ③ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ④ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない 旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ⑤ 入札参加資格に関する誓約書

法人用の誓約書においては、全ての法人役員(現在事項全部証明書に記載されている全ての役員)の氏名及び生年月日を記載してください。

入札参加申込後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。県を挙げての暴力団追放の取り組みですのでご承知ください。

- 注1 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者 を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、 ②~⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。
- 注2 提出書類に不備等があった場合は、県から入札参加者に連絡しますので、 入札執行者が指定する日までに補正等してください。 同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方(法人の場合は代表者)に出席していただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。 電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加 されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはあ

りません。(ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。)

5 入札

(1)入札日時及び会場

入札の日時及び会場は以下のとおりです。

なお、当日は、入札に先だって入札保証金の収受を行います。

入札日時の30分前に入札控室にお越しください。

入札日時	入札会場
令和3年3月18日(木) 13時30分~	松江合同庁舎 601会議室 (松江市東津田町1741-1) ※入札控室 603会議室

- 注1 入札保証金の収受に時間がかかった場合は、収受を了してから入札を開始 します。(入札開始時間を繰り下げます。)
- 注2 入札開始間際に会場に来られた方(入札参加申込みを済ませた方に限る。) について

入札執行者が入札開始を宣するまでに会場に来られた方については、入札 参加を認めます。その場合は、その方の入札保証金収受に要する時間だけ 入札開始時間を繰り下げます。(繰り下げ後の開始間際に来られた方があ る場合も同様の対応とします。)

- 注3 その他、入札執行者の決定により、入札開始時間を繰り下げる場合があります。
- 注4 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する場合 があります。

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

(3)入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の 提出がない場合には入札に参加できません。

- ① 入札書(代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください。)
- ② 代理人による入札の場合は委任状(入札前に提出)
- ③ 入札書に押印する印鑑(入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑。)
- ④ 入札書を入れるための封筒1通
- ⑤ 入札保証金

(4) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証を した小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。

落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当し、落札者以外の入札保証金は入

札終了後に返還します。

- 注1 小切手の場合は、入札会場の所在する市町村内の店舗を支払地としてくだ さい。受取人については、持参人払いとしてください。
- 注2 入札参加者は入札保証金の20倍までの額しか入札書に記載することができませんのでご注意ください。20倍を超える額を記載すると当該入札参加者の入札は無効となります。

(5) その他

入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印(法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は 委任状の受任者印と入札書の印が同一であること)が正しく行われているか確認 してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運 転免許証等の公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(6) 落札者の決定

入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

6 入札にあたって付す条件

入札に参加される方は、物件概要及び物件状況確認書(告知書)、入札参加案内の 内容並びに県有財産売買契約書(案)を承諾されたものとみなします。

7 契約について

- (1) 契約手続
 - ① 落札された方は、落札決定の日から7日以内(落札日は不算入。)に、契約保証金を納付し、県と売買契約を締結しなければなりません。
 - ② 契約保証金

売買契約を締結する際には、契約保証金(契約金額の100分の10以上に相当する金額の現金)を納付していただきます。

ただし、入札保証金を契約保証金に充当することが可能です。

契約保証金の納付をもって、契約締結となります。 (契約保証金納付日が契約日となります。)

契約保証金は、県が発行する納入通知書により納付してください。

納入通知書は、入札日の翌開庁日に発行し郵送します。(落札者へ納入通知書が到達してから納入期限まで短いですのでご留意ください。なお、落札決定後、即日、現金又は小切手で納付することもできます。)7日以内に契約保証金を納付されない場合(契約されない場合)は、落札は効力を失い、契約できなくなります。この場合、入札保証金はお返しいたしません。

③ 物件概要及び物件状況確認書(告知書)

落札された方には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、 当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

④ 契約書

契約保証金納付後、契約書を作成し、双方が署名又は記名、押印します。 双方が署名又は記名、押印した契約書を、すみやかに取り交わす必要がありま すので、ご対応をお願いします。

なお、県が保有する契約書(落札者が発行する契約書)に貼付する印紙代は落 札された方のご負担となります。

落札者が保有する契約書(県が発行する契約書)には印紙は貼付しません。 売買契約は、落札された方の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同買受け人すべての方の名義で締結することとなります。

8 契約条項について

(1) 契約条項

別添 県有財産売買契約書(案)に記載するとおり。

(2) 物件引き渡しまでの危険負担

契約締結時(契約保証金納付時)から物件の所有権移転時(残代金の納付時と同時に物件引き渡しとなる。)の間、双方の責任に帰することができない理由で、物件が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

(3) 契約不適合責任

県は、物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

購入後の物件の不具合、物件利用に係る損害発生について、県は責任を負いません。 (ただし、消費者契約法 (平成12年法律第61号) 第2条第1項に規定する消費者である場合は、別途規定有。詳細は契約書参照。)

このことは、落札額の多寡によりません。 (いくら高額で落札されても、このことについて県は責任を負いません。)

なお、入札参加をお考えの方は、検討にあたって、物件を事前に調査することが できます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあっては建物の耐震性能等の調査 (購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。)を希望される 方は、ご連絡ください。

- (4) 契約後10年間の用途制限があります。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。

- ④ 上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。
- (5) 契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

9 売買代金の納入

- (1) 売買代金(契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。)は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。
- (2) 納入期限については、契約締結前に落札された方と協議しますが、おおむね契約 締結日から2ヶ月以内とします。
- (3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしません。
- (4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

10 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。 登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札さ れた方の負担となります。

なお、共同買受け人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共 有名義で所有権移転登記を行ないます。

11 物件引渡しについて

物件は現状有姿で引渡します。(現況と図面等が相違している場合は、現況を優 先します。)

12 物件引渡し後について

(1) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水桝の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する 費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行ないません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受け人において 対応してください。 (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行ないません。

13 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び 落札者(所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてのみ。所 有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。)を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実 名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

14 その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

入札参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事様

<u>住</u>所 (ふりがな) <u>氏名</u>即 TEL

下記の島根県有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

物件

物件名 元松江乃木福富校長住宅

所 在 松江市乃木福富町字以後565番

面 積 240.94㎡ (公簿・実測)

建物 居宅(木造セメント瓦葺平家建)外 附属建物

延面積 85.87㎡

- 注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 注 2 複数の方が共同で買受けされる場合は「代表者選任届」を添付のうえ、代表者の名前で入札参加申込を行ってください。

提出先

T 6 9 0 - 8 5 0 1

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

TEL: 0852-22-6416

代表者選任届

令和 年 月 日

島根県知事様

私達は、下記物件を共同買受けするため、代表者として、

住 所		
(ふりがな)		
氏 名		

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。 なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

物件名 元松江乃木福富校長住宅

所 在 松江市乃木福富町字以後565番

面 積 240.94㎡ (公簿・実測)

建物 居宅(木造セメント瓦葺平家建)外 附属建物

延面積 85.87㎡

2 共同買受け人

(代表者)	住所	
	<u></u>	印
	TEL	
	住 所	
	氏名	印
	TEL	
	住 所	
	氏 名	印
	ТЕЬ	

入札参加資格に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 (ふりがな) 氏 名

(EI)

島 根 県 知 事 様

- 注1 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。
- 注2 共同買受けする場合は、買受人ごとに提出してください。

入札参加資格に関する誓約書

当法人及び当法人の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する ものでないことを誓約します。

介和	年	月	日		
		法人所在	地		
		法人名及	び代表者名(ふりがな)		
		法人往	公員名及び生年月日		
		(ふり	がな)		
		氏/	Ż L	生年月日	
		(ふり	がな)		
		氏/	Š	生年月日	
		(ふり	がな)		
		氏么	Ż	生年月日	
		(ふり	がな)		
		rt. A	5	470	

島根県知事様

してください。

- 注1 法人代表者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。
- 注 2 法人役員は、法人名の欄に代表者として記載された方も重ねて記載し、取締役、理事等のほか監査役等全部事項証明書に記載された全ての役員について記載してください。 生年月日は「S○○.□□.△△」のように略記されて構いません。 役員欄が不足する場合は、別葉(この様式のコピーを使用してください。)に記載

委任状

令和 年 月 日

島根県知事様

(委任者)

住所 (法人の場合は所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

印

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

(受任者) 住所

(ふりがな)

氏名

印

記

島根県有物件(元松江乃木福富校長住宅【松江市乃木福富町字以後565番】) 売却の入札に関する一切の権限

注1 委任者欄

- ① 土地等を購入される方(入札参加申込書に記載された方)の住所及び氏名を記入し、 押印してください。
- ② 委任者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。 入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、委任の有無について確認させていただく場合があります。
- ③ 法人の場合で、入札参加申込書に記載された法人代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、当該代表者から入札会場へ来場される方(個人)への委任状が必要です。

注2 受任者欄

土地等を購入される方(入札参加申込書に記載された方)に代わって、入札会場へ 来場される方(個人)の住所及び氏名を記入し、押印してください。

入 札 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円

ただし、元松江乃木福富校長住宅 松江市乃木福富町字以後 5 6 5 番 面積 土地 2 4 0.9 4 ㎡ (公簿・実測) 建物 8 5.8 7 ㎡ (延面積)

上記のとおり、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

<u>住所</u>
(ふりがな)
氏名

印

- 注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注2 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。 入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認 させていただく場合があります。
- 注3 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。(当該代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、委任状により委任を受け、代理人による入札用の入札書を使用してください。)

入 札 書 (代理人による入札用)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円

ただし、元松江乃木福富校長住宅

松江市乃木福富町字以後565番

面積 土地 240.94 m²(公簿·実測)

建物 85.87㎡(延面積)

上記のとおり、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

委任者 住 所 (法人の場合は所在地)

(ふりがな)

氏 名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

代理人 <u>住</u> 所 (ふりがな)

2 名 印

- 注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注2 委任者欄 委任状に記載された委任者の住所及び氏名を記入してください。(押印は 不要です。)
- 注3 代理人欄 受任者(委任状に記載された受任者)の住所及び氏名を記入し、押印して ください。

印影は、委任状に押印した受任者の印影と同一のものを使用してください。

委任状と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

入札参加辞退届

令和 年 月 日

島根県知事様

<u>住</u> 所 (ふりがな) 氏 名 印 TEL

下記の島根県有財産売却に係る入札参加申込書を提出しましたが、参加を辞退しますので届出ます。

記

物件

物件名 元松江乃木福富校長住宅

所 在 松江市乃木福富町字以後565番

面 積 240.94㎡ (公簿・実測)

建物 居宅(木造セメント瓦葺平家建)外 附属建物

延面積 85.87㎡

- 注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 注2 複数の方が共同で買受けされる場合で「代表者選任届」を提出されているときは、代表者の方が辞退届を提出してください。

提出先

 $\mp 690 - 8501$

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

T E L : 0 8 5 2 - 2 2 - 6 4 1 6

県 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売主島根県(以下「甲」という。)と買主次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

(以下「乙」という。)とは、

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の県有財産(以下「物件」という。)を乙に売り渡し、 乙は、これを買い受けるものとする。

(1) 土地

所 在 地	地目	面積(公簿・実測)
松江市乃木福富町字以後565番	宅地	2 4 0 . 9 4 m²

(2)建物

所 在	種類	構造	床面積(公簿・ 実測)
松江市乃木福富町字以	居宅	木造セメント瓦葺平家建	81.78 m²
後 5 6 5 番地	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4. 0 9 m²

(売買代金)

第2条 物件の売買代金(以下「代金」という。) は金

円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金付しなければならない。

円を甲に納

2 既納の入札保証金

- 円は、前項の契約保証金の一部に充当するもの
- とする。
- 3 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を 代金の一部に充当する。
- 5 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲 に帰属するものとする。

(代金の納付)

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を 令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

(所有権の移転および登記の嘱託)

- 第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。
- 2 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な書類を甲に 提出し、甲は、すみやかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

(双方の責めに帰すことができない事由による履行不能)

- 第7条 甲および乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲および乙の責に帰することができない理由により滅失またはき損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。
- 2 前項によって本契約が解除されたときには、甲は乙に対し、契約保証金等を含め受 領済みの金員を無利息にて速やかに返却する。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、民法および本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件が、種類または品質に関して契約内容に適合しないこと(以下、「契約不適合」という)を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法第1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、乙は契約不適合があった場合に、乙がその不適合 を知った時から 1 年以内にその旨を甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。
- 3 前項での損害賠償の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(用途制限等)

- 第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの期間(以下「指定期間」という。)、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。
- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに 類するものの用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 その他これらに類する業の用途
- 2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第 三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

- 第10条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または 乙に対し、必要な報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

- 第11条 乙は、第9条または前条第2項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。
 - (1) 第9条に規定する義務に違反したときは、代金の30パーセントに相当する額
- (2) 前条第2項に規定する義務に違反したときは、代金の10パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第15条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、 この契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 乙が第9条および第10条第2項に違反する場合その他この契約による義務を履行しないとき。
- (2) 甲が義務の全部または一部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められると き。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき、ま たは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を 経営に関与させているとき。

(返還金等)

- 第13条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当 該返還金には利息を付さないものとする。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その 損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなけれ ばならない。
- 3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転 登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、 その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第1 1条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲 に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

(登記の費用)

第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とす る。 (疑義の決定等)

第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に 規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 売 主 島根県松江市殿町1番地 島根県 島根県知事 丸山 達也

(乙)買 主 住所

氏名





撮影日 令和2年5月12日 外

1 建物の撮影



2 広縁の撮影



3 応接室を撮影



4 台所を撮影



5 トイレを撮影



6 洗面を撮影



7 浴室を撮影



8 居室(4.5帖)を撮影



9 居室(4.5帖)を撮影



10 居室(6帖)を撮影



11 物置を撮影



調製 平成13年5月10日	日 不動産番号 2800000469792
界特定 余 白	
	余白
③ 地 積 m が	原因及びその日付 [登記の日付]
1 4 2	余 哲
142 14	②③昭和49年3月25日变更 【昭和49年4月30日】
自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
240 94	③錯誤 [平成30年5月3.1日]
	(3) 地 積 m ⁱ 142 142 142

11	権派	引 部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
	順位番号	登記の目的	受付年月日 • 受付番号	権利者その他の事項
	1	所有権移転	平成7年8月2日 第14440号	原因 平成1年9月1〇日売買 所有者 島 根 型県 順位4番の登記を移記。
		条白	余白	昭和63年法務省 5第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日

これは登記記録は記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

平成30年6月1日 松江地方法務局

登記官



_				_							
表	題部	(主である建物の表	(示) 意	製	平成 1	3年5	月10日	不動産番号	28000	0047	635
所在図番-	子 余 白]									
所 名	至 松江市	5乃木福富町字以後 5	65番地	3				余笛		Valor	
家屋番号	5.6	看						条直			
① 種 类	ī	② 構 造	3	床	面	積	m²	原因及1	びその目付し	登記の日	闭
居宝	木造l	メント瓦葺平家建					81 7	8 昭和49年	3月25日新	築	
(金)	全面	\$200 TOOLS (\$400)	余白					昭和63年 2項の規定 平成13年	去務省令第3	7号附則]第 2 条第
表是	題 部	(附属建物の表示)					-3-47		Mr. Mr. of		
符号(種類	2 構造	3	床	面	積	m	原因及び	パその日付〔	登記の日	付】
	個置	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建					4 0	9 余白			

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成1年11月17日 第23925号	原因 平成1年9月10日売買 所有者 島 根 県 順位2番の登記を移記
	全自 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

平成29年1月10日 松江地方法務局

登記官





Y-- < 11

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

平成30年6月1日 松江地方法務局

請求番号:37-1 (1/1)

小西真弓



平成30年6月1日 これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

松江地方法務局

登記官

小西真弓、

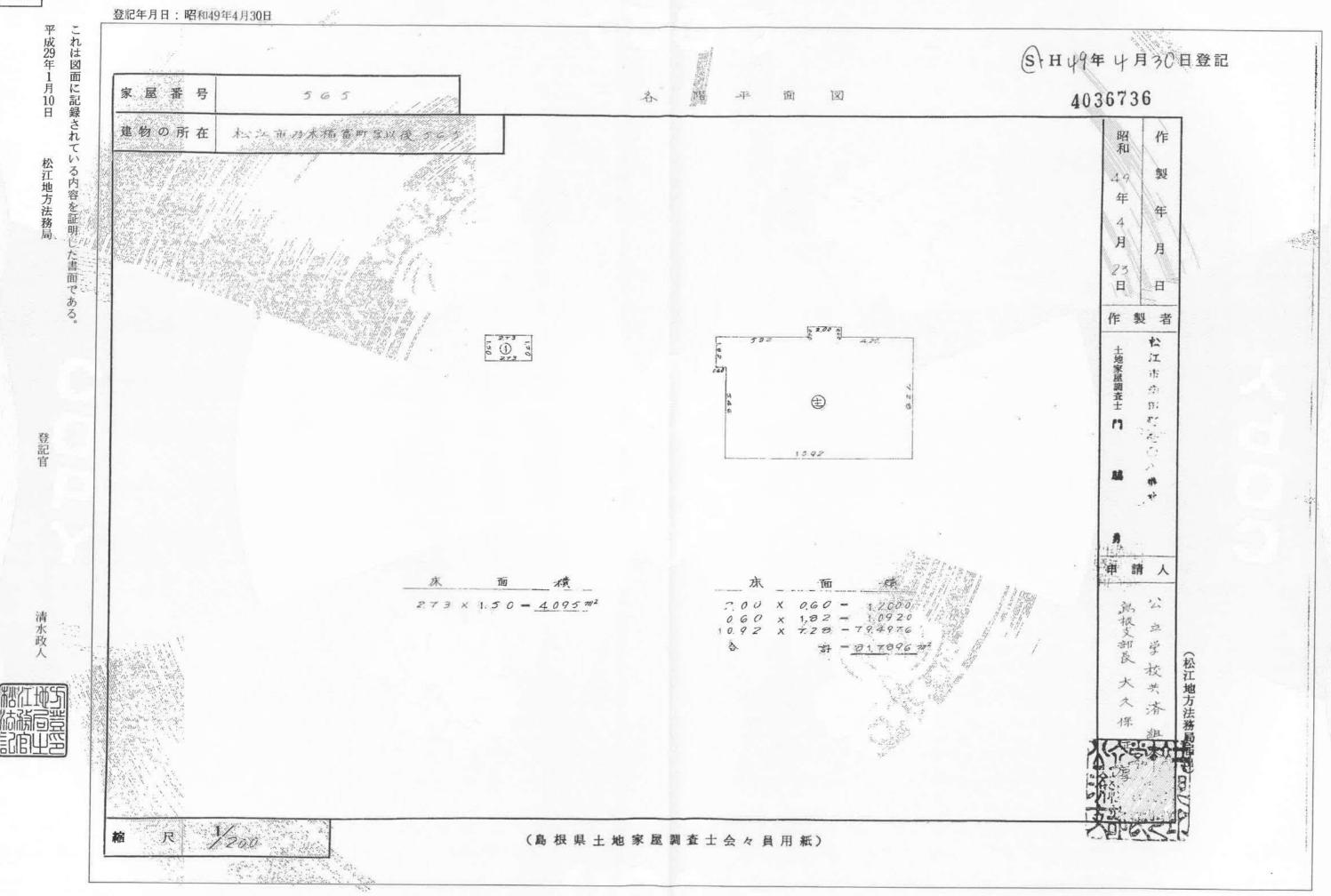


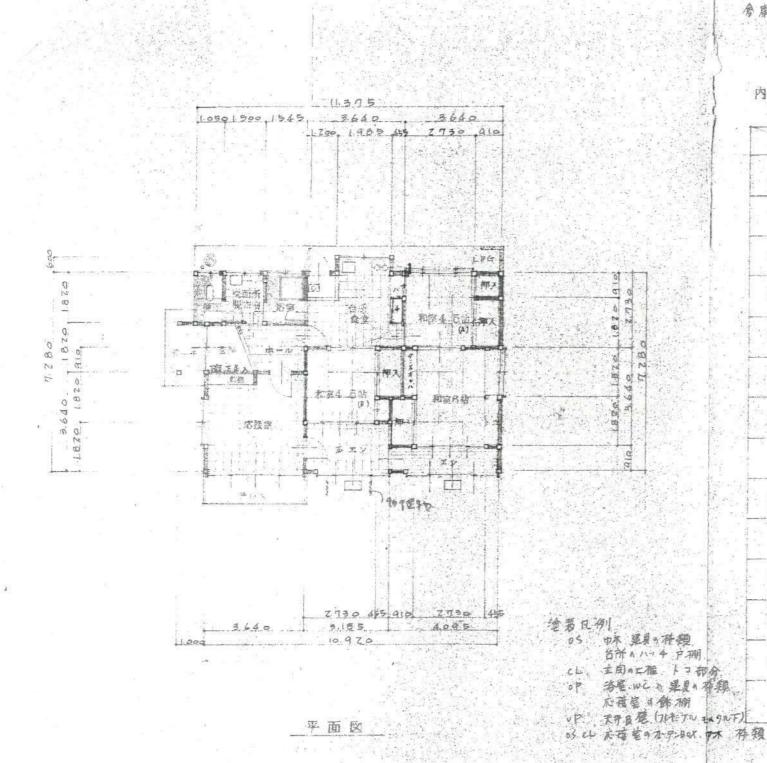
	# 565 地 積 測 量 図
	所在 松江市乃未福富町字以後
求積表 (565)	
測 点 X 座 標 標 謙	
P3 -62037 566 79802. 305 プラスチック杭	
P2 -62042 153 79801 083 プラスチック杭	
ME1 -62044 745 79801 019 金 属 標 A14 -62043 783 79795 401 金属プレート	ØT2
K89 - 62043 292 79795 305 金属プレート K100 - 62043 025 79794 144	(A)A7
A13 -62040 834 79784.636 金属プレート A12 -62037.051 79785.295 金属プレート	(A) AB 2
A11 -62033.046 79786.381 金属プレート A10 -62030.643 79787.111 金属プレート	AA9 (A)
A9 -62028 546 79787 910 金属プレート	(A) A10 (A) A16 (A) K99 (M) (A) A17 (A) (A) (A) A17 (A)
A8 -62027.431 79788.365 金属プレート A7 -62025.470 79789.268 金属プレート	(A) A110
A15 -62030 423 79800 844 金属プレート K99 -62031 457 79803 262 金属 鋲	565
倍面積 481.886999 ㎡	(A) A12 (5)
*公式 A=1/2Σ [Xn·(Yn+1-Yn-1)]	®T1
測量年月日 平成30年 3月12日 測地系 世界測地系 (測地成果2011)	(A) A13 (A)
座標系	9.75 K300, 10 K89 SP2 → P1 →
既知点の名称・座標値	A44 578 MET S64-1
点名 X座標 Y座標 松江(電子基準点) -62441 805 80988 396	
美保関(電子基準点) -47989 047 88041 138 木次(電子基準点) -76331 520 66929 942	
座標リスト	記号 標識の種類
点 名 ×座標	② プラスチック杭 ® 金属鋲
T1 -62039 698 79780 551 金 属 基 準 標 T2 -62023 269 79789 764 金 属 基 準 標	金属標
松江市上乃木三丁目 1.5番4.8号	
作成者 ()	島根県知事 溝口善兵衛 縮尺 1/250
北坡屋町 外手弘之 (年度30年3月16日形成)	

(2/2)

請求番号: 14-1

(1/2)





外 批 仕上紅姿表

在电模

屋欄 セリント克膏 vp. (和型)

外程: ラスモルタル刷モ引アクリルリランダイバー ・ が装用合板貼 7.5% 、根理リモルクル刷モ引 軒樋: タキロンビニス4-ル・ロッち 度金物 4800 望樋 塩ビ 660 10全物 41200

港装: 木部 ○P 飲部 ○P. 1ラン吹付 (アカル) 斯電 (概面称(松上小説) サル干量サカ

屋根 47万一铁根瓦梯丁节 \$28

外卷: 波布铁板 (カラー) 福超小: モルタル刷毛引

內 部 仕上表

201		T				Third		沃	7		1
		天	并	上部	*	製	1	(額 水)	W.	19E-	* *
玄	舆	時間	灰色	7416	板 94	A.	五	モルタル会コテ州 日地切 モルタル境)	05.	t L	種 → 是箱 宴平竹 多本
\$	- n	A	۲ (۲۰۰۹ (۱۷) ۲	A	٤	净	左	19-9-2. Nº 707 (H. 75 05)	600000		师皇子林計 247
能	张 密	A	r	A	E	A	左	A E A E	05 61	e.P	舒棚 カチラにな
和	· 室 6 帖	吉野天井初	贝罕跟	ラスホートで		A	左.	罗·金融区学·安东文学·	飯 とい(ト	२ मृद्ध)	タースオキハ トコ 銘本類市流。 軸研合物(-後如 天盛
	· 室(A) 4·5帖	户	E	全	Ĕ	A	左	A. E.			15-4
和	室 (8) 4.5点	今	보 .	全	Ľ.	\$	左.	全 上 (全 上)			地袭
広	エン	À	٤,	全	14	Æ	左	(9=9=Z-11 7=7-16)	神能)		
I	>	À	E	仝.	r	全	左	合.被フロアー 11:40)			
食	堂	フレキ: 7 ルボ -/ 目ズカシ <i>見</i> 5		917- 印 P=70 一部 Ellgw	ホート	A	左	707- 312 (9:9=2-1-70PF) (H-75 05)		. v,P	ハッチ 流し也ト 市戸棚、ガンスオロフ 換気扇(数二)
浴	室	フレキミアルボー	1" #4 VP	ラスモルタル	v.p	75 角夕	イル貼	モザイクタイル	op vp		にツターをサラリ ダル(科(別ピ)
	血所 以名	A	Ė.	A	Е	C.BT. EA		707-812 (3:9=7-11=708-18	職)vp 0	· 5.	対応を電 対対限化在視面成功 タオル相(おと)
	所	À	E	ラスモルタ	IL V.P	75 角 夕		- (不覧 H 15 B 4) モザイクタイル男	5	rP	タオル科(致こ)
桐	.a.	ラワンペーヤ	D Z.7	À	左	À	左	ラワンペロヤ 参与ラ	2		
		10 mm							1		
ROUSE BE	2.8			Marine and the							

图名 亚 而 ② 1 - 1(K) $\frac{11}{2} - 2$

ま文埋 第336号 令和元年12月4日

島根県知事 丸山 達也 様

松江市長 松浦 正敬 (埋蔵文化財調査室)

埋蔵文化財の分布・試掘・確認調査について(回答)

令和元年11月26日付けで依頼のあった 元乃木福富校長住宅売却 にかかる標記の 件について、下記のとおり回答します。

記

- 1. 事業区域の所在地 松江市乃木福富町字以後565番
- 2. 事業区域の面積 240. 94㎡ (公簿)
- 3. 今後の取扱いについて

分布調査の結果、現地は宅地造成が実施された場所であることを確認いたしました。 よって、今後の工事等については文化財保護上の問題はないものと判断します。

なお、万一工事中に遺構、遺物が発見された場合には、現状を変更することなく 連やかに松江市埋蔵文化財調査室まで届け出てください。

連絡先:松江市歴史まちづくり部

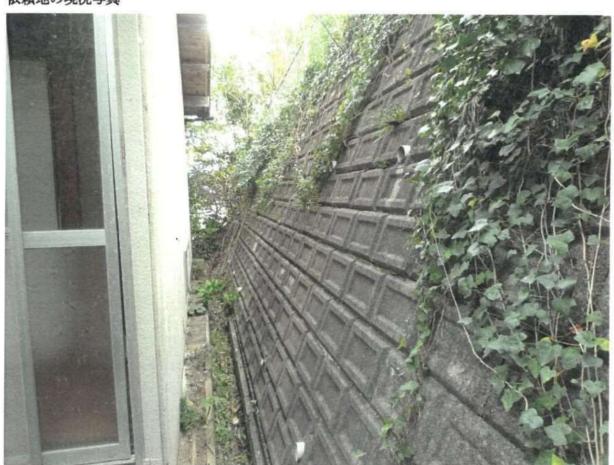
まちづくり文化財課 埋蔵文化財調査室

担当者: 落合

TEL: 0852-55-5675 FAX: 0852-55-5571

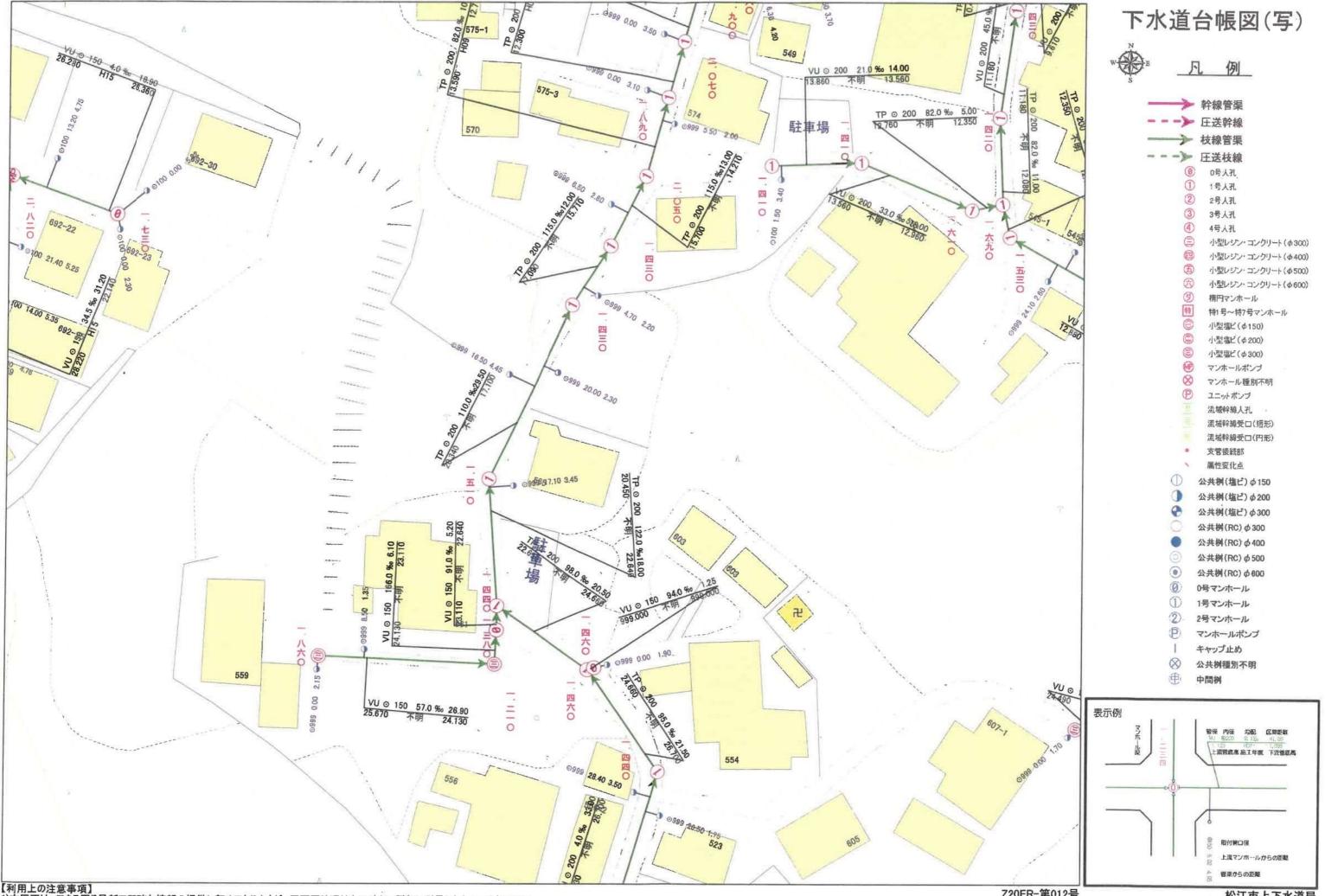


依頼地の現況写真



依頼地の現況写真





1)本図面は、できる限り最新で正確な情報の提供に努めておりますが、平面図は現地を正確かつ詳細に測量したものではありません。 2)本図面を設計、工事等に利用される際は、必ず下水道管の位置などを現地で調査・角印のうえご利用ください。また、土地境界の特定などの目的には使用できません。 3)宅地内の配水管(排水設備)や私道の下水道管については、原則として資料がありません。 Z20ER-第012号

縮尺 1:500

松江市上下水道局 日付: 2020/12/18 時間: 14:35:32

○島根県建築基準法施行条例

昭和48年3月27日 島根県条例第20号 改正 昭和53年3月28日条例第17号 昭和56年10月13日条例第26号 昭和62年10月13日条例第26号 平成5年3月26日条例第19号 平成11年3月12日条例第2号 平成11年7月13日条例第30号 平成12年3月17日条例第1号 平成13年3月23日条例第23号 平成15年3月11日条例第33号 平成17年3月25日条例第5号 平成17年7月19日条例第56号 平成19年3月13日条例第6号 平成19年7月13日条例第50号 平成19年10月19日条例第64号 平成26年3月18日条例第1号 平成27年3月13日条例第21号 平成30年3月23日条例第24号 平成30年10月12日条例第34号 平成31年3月8日条例第21号 平成31年4月26日条例第27号

島根県建築基準法施行条例をここに公布する。

島根県建築基準法施行条例

島根県建築基準法施行条例(昭和35年島根県条例第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・全改)

(災害危険区域の指定)

第2条 法第39条第1項の災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)は、別表第1に 掲げる区域とする。

(災害危険区域内における建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により 建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(崖附近の建築物の制限)

- 第4条 崖(傾斜度が30度以上である土地で、高さが2メートルを超えるものをいう。以下同じ。)の上又は下に建築物を建築する場合(災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。)において、当該建築物の位置が次に掲げる場所にあるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の構造若しくは崖の状況又は崖の崩壊を防止するための措置の状況により建築物の安全上支障がないときは、この限りでない。
 - (1) 崖の上に建築物を建築するとき 崖の下端からの水平距離が崖の高さの1.5倍以内の場所
 - (2) 崖の下に建築物を建築するとき 崖の上端からの水平距離が崖の高さの1.5倍以内の場所

(平30条例34·一部改正)

(適用区域)

第5条 次条から第9条までの規定は、都市計画区域内に限り適用する。

(特殊建築物等の敷地と道路との関係)

- 第6条 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル(法 第42条第1項の規定により知事が指定する区域内においては、6メートル)以上の道路に 接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の 状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この 限りでない。
- 2 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、同表第1号に掲げる建築物(以下「劇場等」という。)にあってはその敷地の外周の長さの6分の1以上、同表第2号から第4号までに掲げる建築物にあっては3メートル以上前項の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 3 法第86条第1項又は第2項(法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合

を含む。第7条第3項、第8条第3号及び第9条第2項において同じ。)の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で別表第2に掲げる建築物を含むものに対する前2項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内にあるものとみなす。この場合において、前2項中「建築物の主要な出入口の面する側の敷地」とあるのは、「建築物の敷地」とする。

(平5条例19・平11条例30・平17条例56・一部改正)

(劇場等の前面空地)

- 第7条 劇場等の主要な出入口の前面には、前条第1項の道路に接して、別表第3の左欄に 定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める空地を設けなければならない。
- 2 劇場等の主要な出入口の前面に次の各号に該当する寄付きを設ける場合における前項 の規定の適用については、当該寄付きを空地とみなし、その間口又は奥行を前項の空地の 間口又は奥行に算入することができる。
 - (1) 柱、壁その他これらに類するものを有しないこと。
 - (2) 3メートル以上の高さを有すること。
- 3 前2項の規定は、法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみな される劇場等については、適用しない。

(平11条例30·平17条例56·一部改正)

(共同住宅の出入口と道路との関係)

- 第8条 共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各 号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - (1) 階数が2以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以内であって、その主要な出 入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の当該共同住宅の通路に面している もの
 - (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であって、その主要な出入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の当該共同住宅の通路に面しているもの
 - (3) 法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされるもの
 - (4) 周囲に広い空地があり、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの

(平5条例19・平11条例30・平17条例56・一部改正)

(自動車車庫等の敷地と道路との関係)

第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)又は自動車

修理工場の用途に供する建築物(以下「自動車車庫等」という。)の敷地には、自動車の 出入口を次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、特定行 政庁が交通の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 横断歩道若しくは交差点の側端又はまがりかどから5メートル以内の道路
- (3) 踏切又はトンネルから10メートル以内の道路
- 2 法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で 自動車車庫等を含むものに対する前項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内 にあるものとみなす。

(平11条例30・平17条例56・一部改正)

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第10条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対象区域	平均地盤面からの高	法別表第4 (に)
	さ	欄の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域		(2)
及び田園住居地域		
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居	4メートル	(2)
専用地域		
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	4メートル	(2)

(昭53条例17・追加、昭62条例26・平5条例19・平15条例33・平30条例24・一部改正)

(手数料)

- 第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事に対して申請しようとする 者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければな らない。
- 2 法第6条の3第1項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を受けようとする者は、

- 1の知事の構造計算適合性判定を要する建築物(以下「適合性判定建築物」という。)につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
- 3 法第18条第4項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、1の 適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、法第18条の2第1項の規定により知事の構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に行わせる場合にあっては、当該構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない。

(平12条例1・追加、平19条例6・平19条例64・平27条例21・一部改正)

第12条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(平12条例1・追加)

- 第13条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認、法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく完了検査及び法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査に係る建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該建築物等の確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定による額の2分の1の額とする。
 - (1) 県内で実施される公共事業のため、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築 又は築造する場合
 - (2) 建築物等が災害により滅失又は損壊した日から6月以内に被災者自ら使用するために建築又は築造する場合
 - (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅として建築する場合
 - (4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条の規定 により地方公共団体が賃貸住宅を建築する場合
- 2 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物(2以上の構えを成すものにあっては、 総合的設計によって建築されるものに限る。)の特例の認定に係る建築物が前項第3号又 は第4号に該当する場合は、当該認定の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定に

よる額の2分の1の額とする。

- 3 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可に係る 建築物が特に公衆の利便の増進に寄与するものと認められる場合は、当該許可の申請に係 る手数料は免除する。
- 4 知事は、前3項に規定するもののほか、公益上特に必要があると認める場合は、手数料 を減免することができる。

(平12条例 1・追加、平13条例23・平17条例56・平19条例 6・平27条例21・平31 条例21・一部改正)

(罰則)

- 第14条 第3条、第4条、第6条、第7条第1項、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、20万円以下の罰金に如する。
- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものである ときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科 する。

(昭53条例17・旧第10条繰下、昭62条例26・一部改正、平12条例1・旧第11条繰下) 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は 人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、そ の法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その 他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽さ れたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(昭53条例17・旧第11条繰下、平12条例1・旧第12条繰下)

第16条 詐欺その他不正の行為により第11条に規定する手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例1・追加)

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年条例第17号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第26号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和62年規則第72号で昭和62年11月16日から施行)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。 以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により 定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法附則第4条の 規定が適用される間は、第2条の規定による改正前の島根県建築基準法施行条例第10条の 規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2 第1項の規定による確認を受けた建築物で当該確認の際にこの条例の規定による改正前 の島根県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第8条第3 号又は第9条ただし書に該当すると認められたものについては、それぞれ、この条例によ る改正後の島根県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第 8条第4号又は第9条第1項ただし書の規定による特定行政庁の認定を受けたものとみ なす。 附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日前にした知事又は県の建築主事に対する確認等の申請に係る手数料については、 なお従前の例による。
- 12 平成11年4月30日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)第6条第1項(法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請がされた建築物、建築設備又は工作物に係る施行日以後の法第7条第1項(法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査の申請については、第54条の規定による改正後の島根県建築基準法施行条例第11条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第23号)

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の 施行の日から施行する。

(施行の日=平成13年5月18日)

附 則 (平成15年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1)から(3)まで 略
 - (4) 第14条の規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の

日のいずれか遅い日

(政令で定める日=平成19年6月20日)

附 則 (平成19年条例第50号)

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)附則第 1条の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成19年9月28日)

附 則(平成19年条例第64号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第21号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第21号)

改正 平成31年4月26日条例第27号

この条例中第1条及び第3条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

(施行の日=令和元年6月25日)

(平31条例27·一部改正)

附 則(平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

別表第1 (第2条関係)

(昭56条例26・平17条例5・一部改正)

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項 の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内で知事が指定する区域 2 仁多郡奥出雲町八川(坂根上)地内で知事が指定する区域別表第2 (第6条関係)

(昭56条例26・平5条例19・平11条例2・平11条例30・一部改正)

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店又は床面積の合計が1,500 平方メートルを超えるマーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築 物
- 2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者 更生援護施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、精神障害者 社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、知的障害者援護施 設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、学校、体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、 ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物
- 3 マーケット若しくは物品販売業を営む店舗(第1号に掲げるものを除く。)、バー、 料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500平方メートルを超えるもの
- 4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物

別表第3(第7条関係)

(昭56条例26・一部改正)

[空地			
		奥行	間口		
劇場、映画館、演芸場、	 客席の床面積の合計が	2メートル以上	出入口の幅(その幅が		
観覧場、公会堂又は集	200平方メートル未満の		3メートル未満である		
会場の用途に供する建	もの		場合においては、3メ		
築物	客席の床面積の合計が	3メートル以上	ートル) 以上		
	200平方メートル以上500				
	平方メートル未満のもの				
	客席の床面積の合計が	5メートル以上			
	500平方メートル以上の				
	もの				

百貨店又は床面積の合計が1,500平方メートル	2メートル以上	
をこえるマーケット若しくは物品販売業を営む		
店舗の用途に供する建築物		

別表第4 (第11条関係)

(平12条例 1・追加、平13条例23・平15条例33・平17条例56・平19条例 6・平19条例50・平19条例64・平26条例 1・平27条例21・平30条例24・平30条例34・平31条例21・一部改正)

条例21•一部以正)	ı	1
1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含		
む。) の規定に基づく確認を受けようとする者		
(1) (2)に掲げる場合以外の場合		
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき	5,030円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メート	申請1件につき	9,050円
ル以内のもの		
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メート	申請1件につき	14, 000
ル以内のもの	円	
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メート	申請1件につき	19,000
ル以内のもの	円	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メー	申請1件につき	34, 100
トル以内のもの	円	
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ	申請1件につき	48, 200
ートル以内のもの	円	
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方	申請1件につき	140, 000
メートル以内のもの	円	
ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方	申請1件につき	240,000
メートル以内のもの	円	
ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき	462, 000
	円	
(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設		
置を含む場合		

ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。)	昇降機1基につき (1)の
	区分に従い、それぞれ当該
	手数料の額に9,030円を加
	算した額
イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置	昇降機1基につき (1)の
する場合	区分に従い、それぞれ当該
	手数料の額に5,030円を加
	算した額
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基	
づく確認を受けようとする者	
(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき
	9,030円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設	1の建築設備につき
置する場合	5,030円
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1	
項の規定に基づく確認を受けようとする者	
(1) 工作物を築造する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)	1の工作物につき 8,050
	円
(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造す	1 の工作物につき 4,020
る場合	円
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする	
者	
(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき 10,000
	円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メート	申請1件につき 12,000
ル以内のもの	円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メート	申請1件につき 16,000
ル以内のもの	円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メート	 申請1件につき 22,000
一	

	1	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メー	申請1件につき	36, 100
トル以内のもの	円	
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ	申請1件につき	50, 300
ートル以内のもの	円	
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方	申請1件につき	120, 000
メートル以内のもの	円	
ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方	申請1件につき	190, 000
メートル以内のもの	円	
ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき	381, 000
	円	
(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1		
項の規定に基づく中間検査を受けた建築物である場合(以下		
この項において「中間検査を受けた場合」という。)		
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき	9,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メート	申請1件につき	11, 000
ル以内のもの	円	
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メート	申請1件につき	15, 000
ル以内のもの	円	
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メート	申請1件につき	21, 000
ル以内のもの	円	
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メー	申請1件につき	35, 000
トル以内のもの	円	
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ	申請1件につき	47, 000
ートル以内のもの	円	
キ 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、10,000平	申請1件につき	110, 000
方メートル以内のもの	円	
ク 床面積の合計が、10,000平方メートルを超え、50,000	申請1件につき	180, 000
平方メートル以内のもの	円	
ケ 床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき	370, 000
	円	
(3) 完了検査を受けようとする建築物に法第87条の4の昇降	昇降機1基につき	(1)の

機の設置を含む場合	 区分(中間検査を受けた場
	 合にあっては、(2)の区分)
	に従い、それぞれ当該手数
	 料の額に13,000円を加算
	した額
4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けよ	
うとする者	
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以	申請1件につき 9,030円
内のもの	
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを	申請1件につき 11,000
超え、100平方メートル以内のもの	円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートル	申請1件につき 15,000
を超え、200平方メートル以内のもの	円
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートル	申請1件につき 20,000
を超え、500平方メートル以内のもの	円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートル	申請1件につき 33,100
を超え、1,000平方メートル以内のもの	円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メート	申請1件につき 45,300
ルを超え、2,000平方メートル以内のもの	円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メート	申請1件につき 100,000
ルを超え、10,000平方メートル以内のもの	円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メート	申請1件につき 160,000
ルを超え、50,000平方メートル以内のもの	円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メート	申請1件につき 331,000
ルを超えるもの	円
5 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基	1の建築設備につき
づく完了検査を受けようとする者	13,000円
6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1	1の工作物につき 9,050
項の規定に基づく完了検査を受けようとする者	円
7 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は法	申請1件につき 120,000
第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)	円

I	I	ı
の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等		
の仮使用認定を受けようとする者		
8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道と	申請1件につき	27, 300
の関係の建築の認定を受けようとする者	円	
8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と	申請1件につき	33, 700
道路との関係の建築の許可を受けようとする者	円	
9 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内	申請1件につき	33, 700
における建築の許可を受けようとする者	円	
10 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築	申請1件につき	27, 300
の認定を受けようとする者	円	
11 法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路	申請1件につき	161,000
内における建築の許可を受けようとする者	円	
12 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の	申請1件につき	161,000
許可を受けようとする者	円	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、	申請1件につき	182, 000
第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項た	円	
だし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、		
第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14		
項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2		
項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域等		
における建築等の許可を受けようとする者		
13の2 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用す	申請1件につき	107, 000
る場合を含む。)の規定に基づく特例許可を受けた建築物等の	円 円	
増築等の特例許可を受けようとする者		
13の3 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用す	申請1件につき	135, 000
る場合を含む。)の規定に基づく騒音等の対策を講じた日常生	円	
活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者		
14 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第	申請1件につき	161, 000
88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特	 円	
殊建築物等の敷地の位置の許可を受けようとする者		
15 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の	申請1件につき	161, 000

容積率に関する特例の許可を受けようとする者	円	
15の2 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建	申請1件につき	161, 000
厳率に関する特例の許可を受けようとする者	円	
 16 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関	申請1件につき	33, 700
する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	円	
17 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項	申請1件につき	161, 000
において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地	」 項円	
面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者		
18 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の認定	申請1件につき	27, 300
を受けようとする者	円	
19 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可を	申請1件につき	161,000
受けようとする者	円	
20 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建	申請1件につき	161,000
築物の高さの特例の許可を受けようとする者	円	
21 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建	申請1件につき	27, 300
築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようと	円	
する者		
21の2 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積	申請1件につき	161,000
率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を	円	
受けようとする者		
22 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区におけ	申請1件につき	161,000
る建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の) 円	
許可を受けようとする者		
23 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築	申請1件につき	161,000
物の各部分の高さの許可を受けようとする者	円	
24 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有	申請1件につき	161, 000
する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けよ	円	
うとする者		
25 法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区における建	申請1件につき	161,000
築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可を受けよう	円	
とする者		

	1	
 26 法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区における建	申請1件につき	161, 000
築物の壁面の位置の制限の特例の許可を受けようとする者	円	
26の2 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区におけ	申請1件につき	161, 000
る建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとす	円	
る者		
 26の3 法第68条第5項の規定に基づく景観地区における建築	申請1件につき	27, 300
物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受け	円	
ようとする者		
 27 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区	申請1件につき	27, 300
域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発		
等促進区等の区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の		
規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さ		
に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者		
28 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等の区	申請1件につき	161, 000
域における建築物の各部分の高さの許可を受けようとする者	円	
	申請1件につき	27, 300
において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発整備促進	 円	
区の区域における法別表第2(か)項に掲げる建築物の用途地	1	
域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けよう		
とする者		
28の3 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域におけ	申請1件につき	27, 300
る建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受け	円	
ようとする者		
28の4 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計	申請1件につき	27, 300
画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けよ	円	
うとする者		
 28の5 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画又は	申請1件につき	161, 000
沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する	円	
制限の適用除外に係る許可を受けようとする者		
29 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域	申請1件につき	27, 300
における建築物の容積率に関する制限又は同条第2項の規定	円	

	1
に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに	
関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	
30 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域におけ	申請1件につき 27,300
る建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定を受けようとす	円
る者	
 31 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物	申請1件につき 161,000
の容積率に関する特例の許可を受けようとする者	円
32 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	申請1件につき 120,000
を受けようとする者	円
32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の	申請1件につき 161,000
許可を受けようとする者	円
 33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物(2以上の構	 建築物の数が2以下であ
えを成すものにあっては、総合的設計によって建築されるもの	る場合にあっては78,300
に限る。)の特例の認定を受けようとする者	 円、建築物の数が3以上で
	ある場合にあっては
	78,300円に2を超える建
	築物の数に28,000円を乗
	じて得た額を加算した額
34 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総	建築物(既存建築物を除
合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	く。以下この項において同
	じ。)の数が1である場合
	にあっては78,300円、建築
	物の数が2以上である場
	合にあっては78,300円に
	1を超える建築物の数に
	28,000円を乗じて得た額
	を加算した額
34の2 法第86条第3項の規定に基づく建築物の敷地又は建築	建築物の数が2以下であ
物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団	る場合にあっては221,000
地を形成している場合において、当該1団地の建築物(2以上	円、建築物の数が3以上で
の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築される	ある場合にあっては

5の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建領	建築物(一敷地内許可建築
	じて得た額を加算した額
	築物の数に28,000円を乗
	221,000円に1を超える建
	ある場合にあっては
	円、建築物の数が2以上で
	る場合にあっては221,000
うとする者	いて同じ。)の数が1であ
物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可を受ける	、物を除く。以下この項にお
5の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築	建築物(一敷地内認定建築
	じて得た額を加算した額
	築物の数に28,000円を乗
	78,300円に1を超える建
	ある場合にあっては
	円、建築物の数が2以上で
	る場合にあっては78,300
	いて同じ。)の数が1であ
外の建築物の建築の認定を受けようとする者	物を除く。以下この項にお
5 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以	人 建築物(一敷地内認定建築
	額を加算した額
	に28,000円を乗じて得た
	 に1を超える建築物の数
	場合にあっては221,000円
	 築物の数が2以上である
とする者	にあっては221,000円、建
る建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けよう	
た総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有	
4の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とし	 建築物(既存建築物を除
	じて得た額を加算した額
ようとする者	築物の数に28,000円を乗

I	1
物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者	物を除く。以下この項にお
	いて同じ。)の数が1であ
	る場合にあっては221,000
	円、建築物の数が2以上で
	ある場合にあっては
	221,000円に1を超える建
	築物の数に28,000円を乗
	じて得た額を加算した額
36 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと	6,480円に現に存する建築
等の認定又は許可の取消しを受けようとする者	物の数に12,000円を乗じ 物の数に12,000円を乗じ
	て得た額を加算した額
37 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関	申請1件につき 27,300
する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距	円
離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようと	
する者	
38 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく	申請1件につき 27,300
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う	円
場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようと	
する者	
39 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する	申請1件につき 27,300
場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以	円
上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を	
受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	
40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更し	申請1件につき 120,000
 て興行場等としての使用の許可を受けようとする者	円
41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更し	申請1件につき 161,000
 て特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	円
,	•

備考

- 1 この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、 当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築

に係る部分の床面積

- イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若し くは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部 分の床面積の2分の1
- 2 この表の4の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様 替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第5 (第11条関係)

(平19条例6・追加、平26条例1・平31条例21・一部改正)

	床面積の合計	手数料の額
構造計算の方法が国	1,000平方メートル以内のもの	161,000円
土交通大臣の認定を	1,000平方メートルを超え、2,000平方	196, 000円
受けたプログラムに	メートル以内のもの	
よるもの	2,000平方メートルを超え、10,000平	214,000円
	方メートル以内のもの	
	10,000平方メートルを超え、50,000平	265, 000円
	方メートル以内のもの	
	50,000平方メートルを超えるもの	436, 000円
構造計算の方法が国	1,000平方メートル以内のもの	213,000円
土交通大臣の認定を	1,000平方メートルを超え、2,000平方	282,000円
受けたプログラム以	メートル以内のもの	
外のものによるもの	2,000平方メートルを超え、10,000平	323,000円
	方メートル以内のもの	
	10,000平方メートルを超え、50,000平	425,000円

 方メートル以内のもの	
	772, 000円

備考 この表の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分 について算定する。

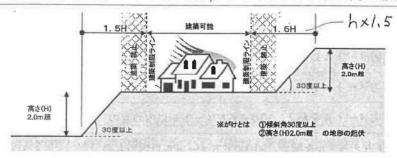
<島根県建築基準法施行条例の概要>

島根県では建築基準法の施行に関して必要な事項について条例で規定を定めております。 下記に条例の主要事項について説明します。

※各条文にはただし書きの規定があります。条例に適合しない場合は、県土整備事務所にご相談下さい。

□がけの規制(条例第4条)(都市計画区域内、外共)

がけの上端(下端)からの水平距離ががけの高さの1.5倍以内の場所には建築物を建築できません。



□特殊建築物の敷地 (条例第6条) (都市計画区域内)

下記の建築物の主要な出入口の面する側の敷地は

- ・幅員4m以上の道路に接しなければならない。
- ・道路への接道長さを下表の「接道長さ」欄以上としなければならない。

号	用途	接道長さ
1	・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店 ・マーケット若しくは物品販売業を営む店舗(床面積の合計1,500㎡超)	敷地外周の1/6
2	・病院、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツ場、展示場 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場等	3 m以上
3	・マーケット若しくは物品販売業を営む店舗 (床面積の合計1,500㎡以下) ・バー、料理店、飲食店の用途に供する建築物 (床面積の合計が500㎡超)	3 m以上
4	・前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物 ・延べ面積(複数棟の場合は合計)が1,000㎡を超える建築物	3 m以上

※一団地申請(法第86条第1項、2項)をした場合は、申請をした全体の敷地が上記を満足すること。

□劇場等の前面空地(条例第7条)(都市計画区域内)

劇場等の主要な出入口の前面には、下表に示す空地を設けること

劇場等とは:劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット若しくは物品 販売業を営む店舗(1500㎡超)

	E A		空地
	区分	奥行	間口
	客席面積<200㎡	2 m以上	
劇場、映画館、演芸場観覧場、公会堂、集会場	200m≤客席面積<500m未満	3 m以上	出入口の幅以上
既見勿、 厶云至、宋云勿	500㎡≤客席面積	5 m以上	(3 m未満の時は3 m)
百貨店又はマーケット若しくん	は物品販売業を営む店舗 (1,500㎡超)	2 m以上	

- ※下記の寄りつきを設ける場合は寄りつきを空地面積に算入できる。
 - ・柱、壁その他これらに類するものを有しないこと。
 - 3メートル以上の高さを有すること。

<島根県建築基準法施行条例。取扱要領>

平成23年 6 月28日付 建第360号 建築住宅課長通知

1. 目的

この取扱要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)に基づく島根県建築基準法施行条例(以下、「条例」という)の解釈・取扱いを定め、条例の運用を円滑に行うことを目的とする。

2. 条例第4条の取り扱い

(1) 擁壁の取扱について

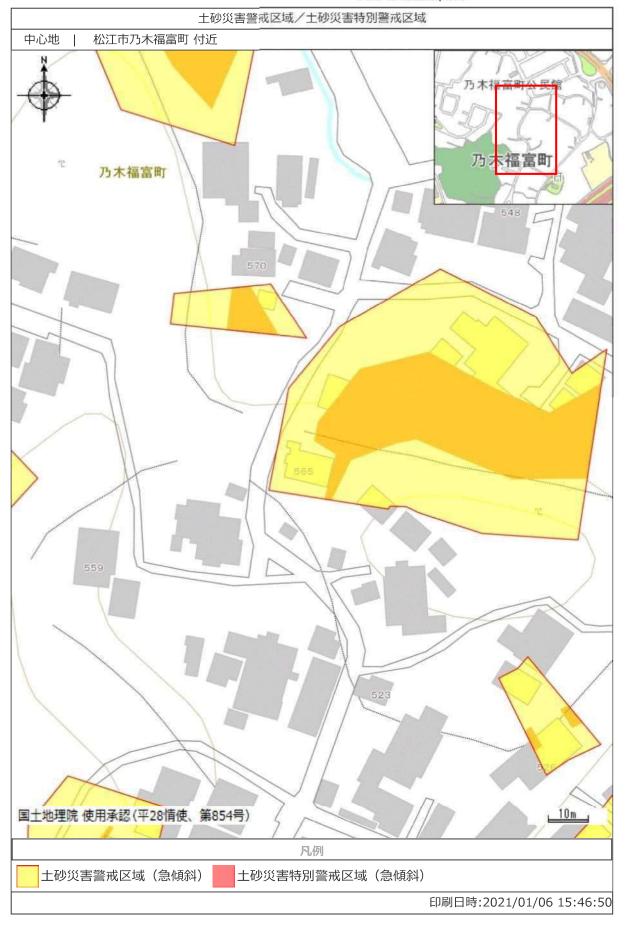
建築物が条例第4条第1号及び第2号に掲げる場所にあるときに擁壁(崖面の防護措置等を含む、 以下擁壁等)を設ける場合は①及び②を確認申請書に添付すること。

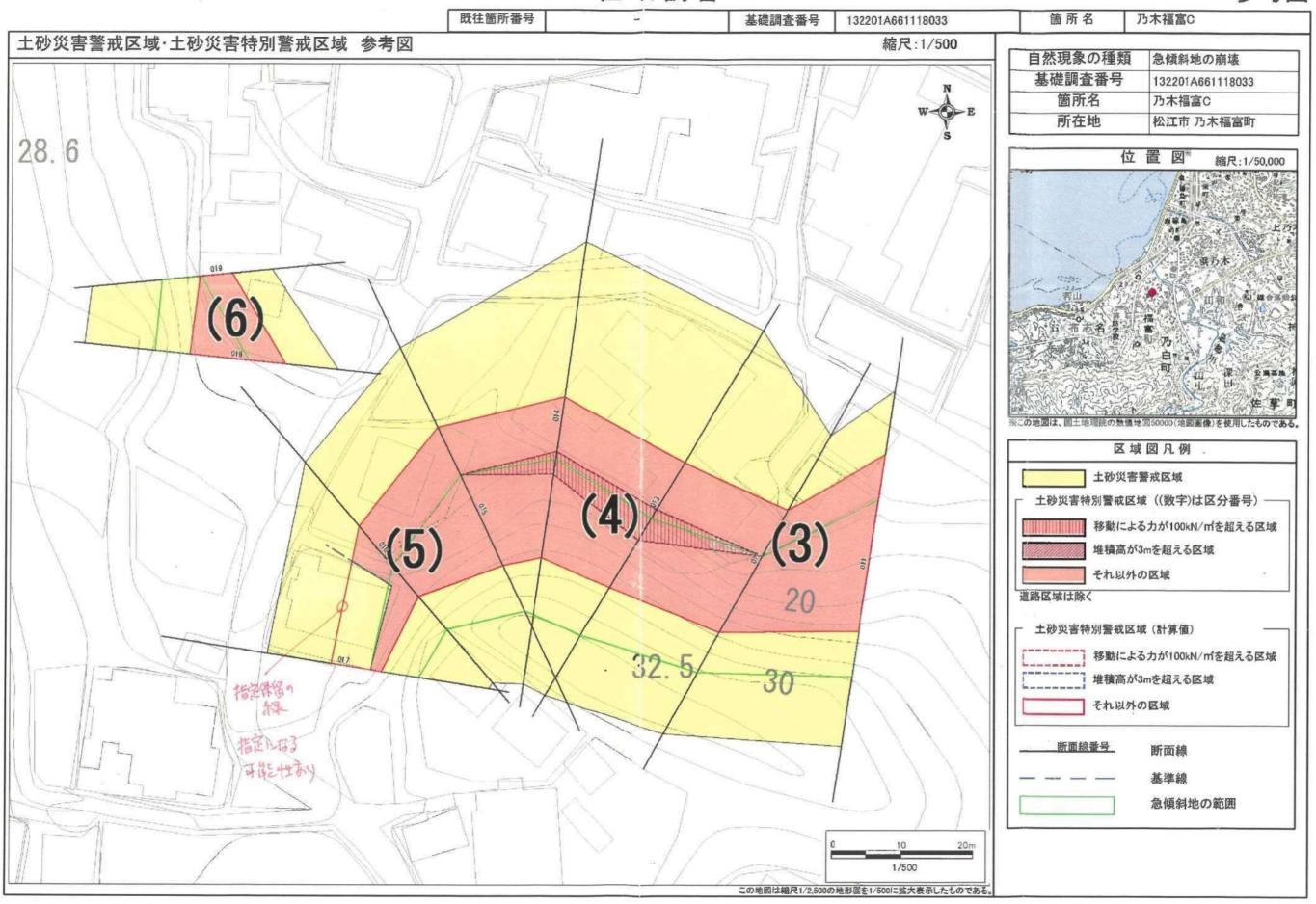
- ① 安全上支障がないことを証する下記のいずれかの書類及び現況写真 →擁壁等の安全を証明する書類
 - 1) 擁壁等の構造計算書
 - ※計算書には、外力の設計条件、安全の判断の基準、設計者の考察を記入すること。 ※構造計算を設計者が他の者に委託した場合は、設計者による記名押印も行う事。
 - 2) 他法令で構築した擁壁等の場合は、その旨のわかる資料
- ② がけの安全状況についての所見及び安全上支障がない事を確認する申請者及び設計者の意見書 →申請者(建築主)及び設計者の記名及び押印を必要とする

(2) ただし書の適用について

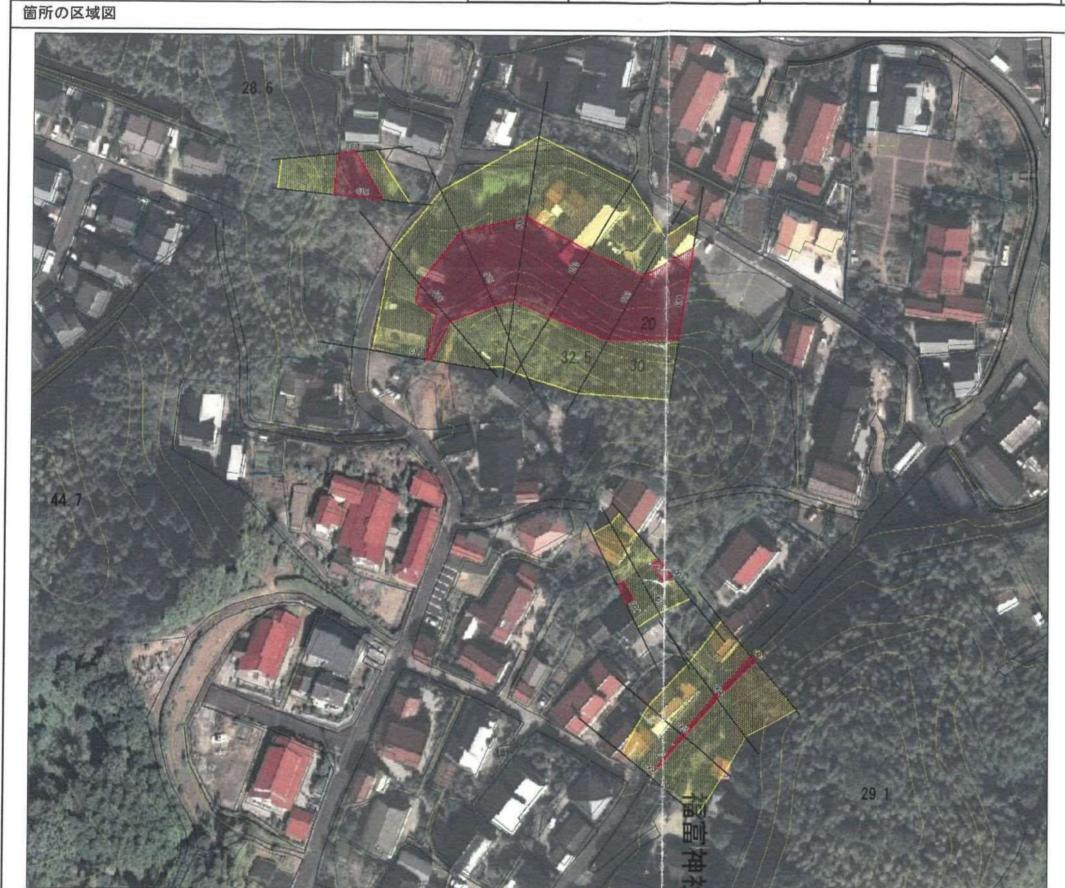
「建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により建築物の安全上支障がない」としてただし書適用を受ける場合は、①及び②を確認申請書に添付すること。

- ① 安全上支障がないことを証する下記のいずれかの書類及び現況写真 ※下記書類の作成を設計者が他の者に委託した場合は、設計者による記名押印も行う事 ※既存擁壁で、構造計算書の提出ができない場合は、ii)により崖面の土質、擁壁の保全状態に より安全を証する書類を提出すること
 - i) 建築物の基礎又は外壁が崖の崩壊による衝撃力に耐える構造となっている場合
 - →建築物の基礎・外壁が崖の崩壊による衝撃力耐えうる事を計算した書類
 - ※「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の建築確認等に係る 事務処理要領及び構造審査基準」による計算を行い安全を確認した書類
 - ii) がけ面の土質、形状により崩壊の恐れがない場合
 - →崖面の土質調査結果又は崖面の状況に関する考察
- ② がけの安全状況についての所見及び安全上支障がない事を確認する申請者及び設計者の意見書 →申請者(建築主)及び設計者の記名及び押印を必要とする





既往箇所番号 - 基礎調査番号 132201A661118033 箇所名 乃木福富C



	所名	E地	
郡•市 松江市 町•村			
大字	乃木福富町		

箇所の概要

人家·公共的建物数			
土砂災害警戒区域内 (土砂災害特別警戒 区域内を除く)	人家	9	
	公共的建物	0	
土砂災害特別 警戒区域内	人家	4	
	公共的建物	1	

対策施設の有無 対策施設あり(様式2-1参照)

急傾斜地崩壊危険区域		
有 無	無	
指定番号	-	
危険区域名	-	
指定年月日	_	

急傾斜地崩壊危険箇所		
有 無	無	
既往箇所番号	-	
既往箇所名	=	

調査	年月
航空写真撮影年月	平成12年6月· 平成13年12月
現地確認年月	平成16年2月18日
基礎調査年月	平成16年12月27日





縮 尺 1:1,000